

参 考 资 料

「大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会」 開催要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、「大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会」（以下「懇話会」という。）の開催に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 懇話会は、本市教育の振興のための施策に関する計画を策定するに当たり、その基本となる事項及び主要な課題等について検討するためのものとする。

（組織）

第3条 懇話会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 懇話会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、懇話会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（公開）

第6条 懇話会の会議は、公開とする。ただし、本市の会議の公開基準に基づいて、公表することが適当でない事項は非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会委員名簿

平成 23 年 1 月
五十音順 敬称略

委員長	米川 英樹	大阪教育大学教育学部 教授
委員長代理	今西 幸蔵	神戸学院大学人文学部 教授
委員	植田 隆夫	公募選考
委員	大谷 佐知子	ロサンゼルスオリンピック(1984) 女子バレーボールメダリスト
委員	坂井 幹	大阪市 P T A 協議会 副会長
委員	志幸 万里子	南市岡小学校区はぐくみネットコーディネーター
委員	高崎 邦子	J T B 西日本 広報室長
委員	林 龍平	大阪教育大学教育学部 教授
委員	廣田 雅美	大阪商工会議所 人材開発部人材育成担当課長
委員	福本 途一	公募選考
委員	古澤 光一	大阪体育大学体育学部 准教授
委員	三川 俊樹	追手門学院大学心理学部 教授

大阪市教育振興基本計画（仮称）推進会議委員名簿

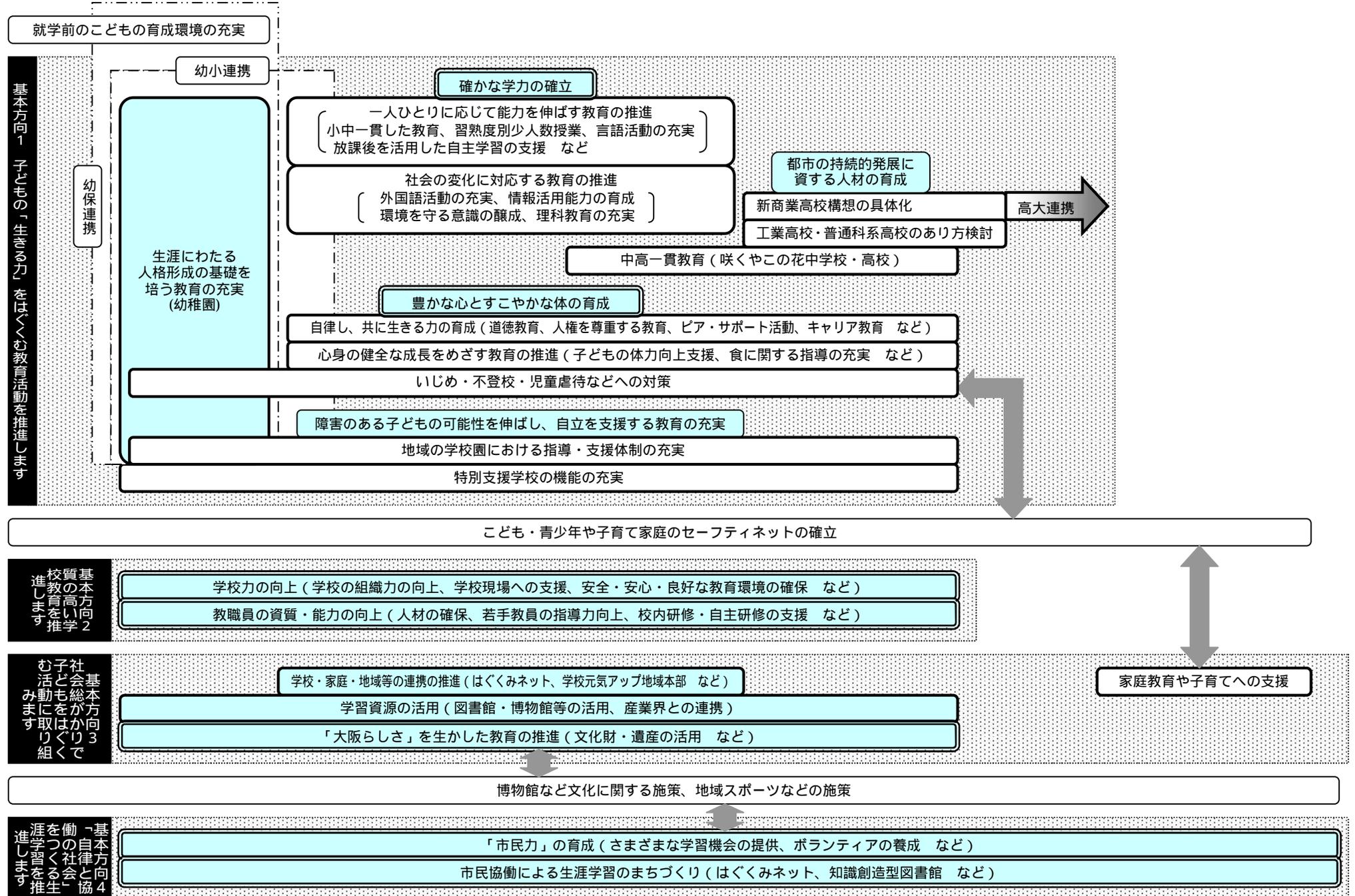
平成 23 年 1 月

委員長	教育長	永井 哲郎
副委員長	教育委員会事務局総務部長	岡田 俊樹
委員	教育委員会事務局教務部長	荻野 哲男
委員	教育委員会事務局生涯学習部長	三宅 卓
委員	教育委員会事務局指導部長	吉田 豊治
委員	政策企画室企画部長	蕨野 利明
委員	こども青少年局企画部長	西嶋 善親
委員	ゆとりとみどり振興局総務部長	奥野 隆司

大阪市教育振興基本計画 策定の主な経過

年 月 日	内 容
平成 21 年 6 月 29 日	大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の設置
8 月 20 日	第 1 回大阪市教育振興基本計画（仮称）推進会議の開催
9 月 1 日	第 1 回大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の開催
10 月 15 日	第 2 回大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の開催
11 月 5 日	第 3 回大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の開催
11 月 19 日～ 12 月 1 日	平成 21 年度市政モニターアンケート「教育について」の実施
11 月 20 日～ 12 月 8 日	大阪市立学校園の保護者・教職員を対象とした「教育に関するアンケート調査」の実施
12 月 9 日	第 4 回大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の開催
平成 22 年 2 月 1 日	第 2 回大阪市教育振興基本計画（仮称）推進会議の開催
2 月 9 日	第 5 回大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の開催
5 月 11 日	第 6 回大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の開催
6 月 14 日	第 7 回大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の開催
7 月 8 日	第 8 回大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の開催
9 月 10 日	第 3 回大阪市教育振興基本計画（仮称）推進会議の開催
9 月 29 日～ 10 月 28 日	パブリック・コメント手続の実施
平成 23 年 1 月 17 日	第 9 回大阪市教育振興基本計画（仮称）策定懇話会の開催
1 月 20 日	第 4 回大阪市教育振興基本計画（仮称）推進会議の開催
1 月 25 日	教育委員会会議
3 月	計画の決定・公表

代表的な施策・教育実践



用語解説

あ行

【生きる力】

「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」が、「生きる力」であり、変化の激しい社会にあって、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であるとされている。

【いじめの定義】

(旧) 平成 17 年度まで

- ・「いじめ」とは「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とする。
- ・なお、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うこと。

(新) 平成 18 年度から

- ・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとする。
- ・「いじめ」とは、「当該児童・生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

か行

【学校関係者評価】

保護者（PTA 役員等）、学校評議員、地域住民、校種間連携を行う学校の教職員その他の学校関係者などにより構成された委員会が、学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価結果を踏まえて評価を行うもの。

【キャリア教育】

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育のこと。なお、キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程をいう。

【教育活動支援員】

小・中学校の通常学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒に対し、安全確保、学習支援、対人関係での支援等を行う人員。

【教育コミュニティ】

地域社会の共有財産である学校園を核とし、地域社会の中で、さまざまな人々が継続的に子どもに関わるシステムをつくり、学校教育や地域活動に参加することで、子どもの健全な成長発達を促しているとするもの。

【言語力】

知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うための言語を運用するのに必要な能力。

【コーディネーター】

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。

さ行

【自己肯定感】

“self-esteem”の訳語で「やればできる」という自信や自分を大切に思う気持ちのこと。

【自己評価】

学校園の全教職員が参加し、予め設定した目標や具体的計画に照らして、その達成状況の把握や取組の適切さ等について評価を行うもの。

【児童虐待】

保護者（親権者又は、親にかわって現に子を監護している者）がその監護する児童（18歳に満たない者）について行う次のような行為をいう。

- ・ 身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ・ 性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ・ ネグレクト：心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置
- ・ 心理的虐待：児童に著しい暴言や拒否的な対応をするなど、心理的外傷を与えるような行為

【市民力】

自分たちでものごとを決め、社会的な課題に対しては共に解決に当たるという市民一人ひとりの、自律し連帯する力のこと。

【小中一貫した教育】

小・中学校の義務教育9年間を見通した、連続性・一貫性のある教育を展開するための取組。小・中学校の設置状況から「連携型」「隣接型」「施設一体型」の3つに分類できる。

「連携型」

小・中学校が離れた場所に設置している場合の小中一貫した教育の活動形態。連携する学校数、学校の規模により取組は多種多様である。

「隣接型」

小・中学校が壁等で隣接していたり、道路1本で隔てられたりしている小・中学校の連携形態。「連携型」と同様の取組以外に、学校ごとの独自性を維持しながら、施設の共有、研修会や行事の合同実施など、より一体感のある小中一貫した教育を行うことができる。

「施設一体型」

小・中学校の施設を同一敷地内に設置し、義務教育9年間を一貫して教育を行う指導形態。校舎施設のハード面の一体化に加えて、学校運営方針や学習内容などのソフト面も一体化することで、「隣接型」の教育を更に発展させた教育に取り組める。

【情報モラル】

情報社会において、適正な活動を行うためのもとなるもので、個人のプライバシーに関わることや、著作権を侵害しないといった、情報のルールやマナーについての考え方と態度をいう。

【スクールカウンセラー】

いじめや校内暴力、不登校や高校中退等の学校不適応など学校教育をめぐる様々な問題への対策として中学校に配置して

いる心理学の専門家。

【スクールソーシャルワーカー】

福祉的なアプローチで学校・家庭・地域などの環境に働きかけながら、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、問題の解決を図る人員。

【セーフティネット】

困難な状態に陥った場合に援助したり、又そうした状態になることを防止するしくみ。

た行

【地域主権】

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる、活気に満ちた地域社会をつくろうとする考え方。

【知識基盤社会】

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のことであり、21世紀は「知識基盤社会」の時代であるとされている。

【特別支援教育コーディネーター】

障害のある幼児・児童・生徒の指導・支援に向け、校内の教職員や保護者・関係機関をつなぐキーパーソン。校内委員会の運営の中心を担っている。

【特別支援教育担当アドバイザー】

発達障害のある幼児・児童・生徒の指導や支援に関して各学校園からの依頼に基づき巡回相談する人員。

【特別支援教育補助員】

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、安全確保、移動支援、学習支援等を行う人員。

【読解力】

書かれた文章や図表を理解し、利用し、熟考する能力。文章や図表を幅広く読み、さまざまな状況に関連づけて組み立て、展開し、意味を理解する力。

な行

【ネイティブ・スピーカー】

ある言語を母語として話す人。

【ノーマライゼーション】

障害のある人も高齢者も子どもも全ての人々が、家庭や地域社会でともに生活していける社会が通常社会であるという考え方。

は行

【発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

【パブリック・コメント】

行政における計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民等からの意見・提言を求め、寄せられた意見等に対する行政の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して意思決定を行うしくみをいう。

【ピア・サポート】

ピア (Peer) とは英語で「仲間」の意味で、サポート (Support) とは「支援」の意味であり、ピア・サポートとは子どもたち同士で互いに支え合う活動という意味である。

具体的には、人とのかかわり方や、支援の仕方のトレーニングを受けた子どもたちが、悩んだり、困ったり、孤立したりした子どもたちや学校の問題などに対して、自分にできるさまざまな支援や働きかけを行うものである。

【不登校】

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間 30 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

ま行

【メンタルフレンド】

ひきこもり・不登校児童等の家庭に、兄・姉世代の大学生等を定期的に派遣することによって、遊びや対話を通じて情緒の安定を図るとともに、自主性や社会性の伸長を支援するもの。

A ~ Z

【ICT】

情報通信技術のこと (Information and Communication(s) Technology の略称)。

【NPO】

さまざまな非営利活動を行う「民間非営利組織」のことをいい、市民が主体とな

って、継続的、自発的に市民公益活動を行う組織のこと。非営利組織とは、株式会社などの営利企業と異なり、構成員への利益配当を目的としない組織であり、社会的な使命 (ミッション) の実現をめざして活動する組織や団体のことをいう。特に、特定非営利活動促進法 (NPO 法) により、特定非営利活動法人の認証を受けた団体が NPO 法人である。

【PDCA サイクル】

施策・事業に必要な要素である Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) の頭文字を取ったもの。計画から改善までを一貫した流れのものとしてとらえ、更にそれらを循環させることで、以降の事業・計画の改善に結びつけようとする考え方。

大阪市教育振興基本計画
～ “ええとこ” のばそ 大阪の教育～

平成 23 年 3 月

大阪市教育委員会事務局総務部企画担当
〒530 - 8201 大阪市北区中之島 1 - 3 - 20